

平成 17 年 6 月 2 日

## 国会議員各位

本年 3 月 8 日の法務部会において、法務省人権擁護局より提示された人権擁護法案については、本当に国民の人権が保障され、かつ、現に人権侵害に苦しむ方々の人権が救済され得るのか、また、新たな人権侵害が発生しないのか、という観点から、「真の人権擁護を考える懇談会」はこれまで、累次にわたり検討を重ねてまいりました。

その結果、人権擁護法案については問題点が多く、また人権は国民生活に密接に関わる事柄であるので、今後とも慎重に議論を重ねる必要があるとの点で認識を共有するに至りました。

については、別添の通り、人権擁護法案の主な問題点をまとめたペーパーを作成しましたので、ご供覧下さいますようお願い申し上げます。

真の人権擁護を考える懇談会

会長 平沼赴夫

座長 古屋圭司

役員 一同

## 人権擁護法案（政府案）の主な問題点

平成 17 年 6 月 2 日

真の人権擁護を考える懇談会

### 1 人権侵害の定義等が不明確

人権侵害の定義については、「不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為」(2 条 1 項)と規定されており、これでは、「人権侵害とは人権侵害である」といっているのと同じである。

「嫌がらせ」「不当な差別的言動」(3 条 1 項 2 号イ)、「相手方を畏怖させ、困惑させ、又は著しく不快にさせるもの」(42 条 1 項 1 号)、「前各号に規定する人権侵害に準ずる人権侵害」(同項第 5 号)など、あまりにも抽象的な表現が随所に見られる。

⇒これでは、悪意的な解釈・運用がなされるおそれがあり、結果として民主主義・自由主義の根幹を支える最も重要な要素である「表現の自由」を萎縮させるおそれあり、憲法違反のおそれなしとしない。

### 2 人権委員会の権限が強大

人権委員会は、独立性の高い 3 条委員会として位置付けられており（5 条・7 条）、しかも、下記の特別調査及び特別救済を行う権限を有するなど、その権限があまりにも強大すぎる。

（特別調査 44 条・88 条）

人権侵害等に係る事件について必要な調査をするため、次の調査が可能。正当な理由なく、特別調査に係る処分に違反した者に対しては 30 万円以下の過料あり。

事件の関係者に対する出頭要求・質問

人権侵害等に関係のある文書その他の物件の提出要求

人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所の立入検査

（特別救済）

・調停及び仲裁（45 条～ 59 条）

・勧告及びその公表（60 条・61 条）…人権侵害等が行われ又は現に行われたと認める場合において、行為者に対し行為の停止等を勧告 従わないときには勧告の内容の公表が可能

・訴訟援助（62 条・63 条）…人権委員会が保有する当該特別人権侵害事件に関する資料の閲覧及び謄抄本の交付・当該人権侵害に関する請求に係る訴訟に人権委員会が参加

・差別助長行為等の差止請求訴訟（64 条・65 条）…勧告に従わないときには、人権委員会が差止請求訴訟を提起

報道機関等が行う人権侵害が特別救済の対象とされており、報道の自由等の観点からは問題である。（42 条 1 項 4 号）

### 3 不当な人権救済の申出の対象とされた者の保護が不十分

相手方を困惑させ、相手の行為を萎縮させるために、人権委員会に人権救済を申し出るといったような濫訴的な場合に対する対応が十分になされていない。（規定なし）

（法務省が提示している修正文）

濫訴的な申出に係る事案等については救済手続を不開始とする。

調査を受けた相手方の求めに応じ調査結果を通知しなければならない旨の規定を設ける。

勧告に対する不服申出制度を設ける。

申出・申請についての濫用防止規定を設ける。

簡易迅速な救済を図るがために、申出の対象とされた者の人権を粗略に扱っている。

(規定なし)

#### 4 人権擁護委員の選任基準が不相当

国籍要件がないため、外国人であっても人権擁護委員となることが可能である。このままでは特定の外国人団体が組織的に工作して委員を送り込むおそれがある。(22条3項)

「弁護士会その他人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員のうちから・・・人権擁護委員の候補者を推薦」(22条3項)とあるが、弁護士会等の団体が必ずしも適切な知見と公平性を有しているとは思われない。

市町村長の推薦を経ることなく、人権擁護委員を委嘱することができることとしている(23条)とあるが、これでは、人権擁護委員は民主的な手続により選任されるとはいえないのではないか。

人権擁護委員の政治的中立性に関する規定がなく、政治的中立性を担保するための規定が不十分である。(規定なし)



人権擁護法案は、以上のような様々な問題を抱えており、仮に政府案を修正してこうした問題を払拭したとすれば、政府案の基本的な制度設計の転換となり、修正になじまない。

本法案がこのまま国会に提出され、成立・施行されてしまうと、真に迅速に救済が図られるべき者が救済されないおそれがあるばかりか、新たな人権侵害すら発生してしまう懸念が払拭されない。

人権は国民生活に密接にかかわる事柄であるので、人権侵害の実情を十分に把握し、慎重な検討を行うことが必要不可欠である。

国籍要件の追加、マスメディア規制の削除だけでは本法案の抱える問題点を根本的に解決することにはならない。